

『目的』

第1条 この規定は一般社団法人シェアライフジャパン（以下「この法人という」）の定款に定める入会金及び会費に関する必要事項を定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

入会金及び会費

第2条 定款に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) エピジェネアドバイザー会員

入会金 5,000円 年会費 10,000円

ただし、会員となるためには、指定養成講座を受講修了し、認定されるものとする。

1級：研修費・教材費・認定料 ⇒91,600円

2級：研修費・教材費・認定料 ⇒46,950円

(単位：円～)

	研修費	教材費	認定料	計
1級	50,000	21,600	20,000	91,600
2級	30,000	6,950	10,000	46,950

(2) エピジェネマスター会員

入会金 3,000円 年会費 7,000円

ただし、エピジェネマスター会員となるためには、指定の養成講座を修了し、認定されたものとする。

養成講座：30,000円、認定料：20,000円

継続要件：(年間：5ポイント必要)、

1ポイント＝2時間1コマのマスター講座修了

(3) 賛助会員 年会費；個人 1口 10,000円 (最少口数は1口)

団体 1口 50,000円 (最少口数は2口)

会費などの納入

第3条 この法人に入会した会員は入会金及び年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

第4条

この法人入会を希望する賛助会員は、入会の承認通知を受けた日から30日以内に年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。